指定構造計算適合性判定機関指定基準

（平成 22 年　４月　１日施行）
（平成 23 年　１月 29 日改正）
（平成 25 年 10 月 16 日改正）
（平成 27 年　６月　１日改正）

平成２７年６月１日施行の建築基準法の一部を改正する法律（以下「法」という。）第 77 条の 35 の４ 各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ構造計算適合性判定機関として指定をしてはならないこととされているが、具体の指定基準は以下のとおりとする。

１　平成 27 年３月２日付け国住指第 4540 号通知別添「指定構造計算適合性判定機関指定準則」に定める事項（適切な判定を行えるものとして知事が認める事項を除く。）に適合していること。

２　法第 77 条の 35 の４ 第八号に規定される「構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること」の要件として以下の規定に適合していること。

（１）適切な判定を行うため、指定機関内の判定員の指摘を統一させるための適切な方策を講じるとともに、判定結果の通知に際しては複数の判定員の協議を経て通知すること。また、必要に応じて外部の構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聞くことができる体制とすること。

（２）適切な判定を行うため、特別な構造方法等の建築物の計画について判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して外部の専門的な識見を有する者の意見を聞く事ができる体制とすること。

（３）機関は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき設立された地方独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき認定を受けた公益財団法人であること。

（４）その他適切な判定を実施するために必要とされる事項。